

## 条例改正骨子（案）に対するパブリックコメントの実施結果

募集期間：令和3年7月9日（金）から令和3年8月8日（日）まで

意見総数：2件（2名）

No.	項目	ご意見の概要	調査会の考え方（案）
1	基本的 施策	<p>第10条(2)〔改正後；第10条(3)〕中、「市町村」を「市町村長並びに市町村教育委員会及び関係者」とする。</p> <p>【理由】安曇野市・佐久市・川上村など県下の市町村が実施している「フッ化物洗口」は、虫歯予防に大きな効果が出ています。今後更に県下全域に推進を図るために、実施主体を明確に条例に示した方が推進をより図られることと思います。</p> <p>なお、県議会が改正案で特に強調されています「オーラルフレイル対策」等の健康状態の改善に、「フッ化物洗口」「フッ化物塗布」は有効であることが報告されています。だからこそ、推進しやすくするためにも実施主体を明確にすることが求められます。</p>	<p>【「市町村」の記載について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10条の基本的施策全体の実施主体である「県」に対応する自治体として「市町村」と規定しています。</li> </ul>
2	基本的 施策	<p>第10条(2)〔改正後；第10条(3)〕中、「市町村が」を「市町村、教育委員会および教育施設などが」とし、次の1号を加える。</p> <p>「幼児、児童及び生徒によるフッ化物洗口の推進に関すること。」</p> <p>【理由】現行第10条(2)に「フッ化物応用等」として含まれていた、集団フッ化物洗口の項目を秋田県のように独立させました。現在、県内の私立幼稚園では、保護者の負担で集団フッ化物洗口を行っているところもあります。県は、公立学校・公立保育園以外での集団フッ化物洗口も支援していたけると有り難いです。</p>	<p>【「市町村」の記載について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10条の基本的施策全体の実施主体である「県」に対応する自治体として「市町村」と規定しています。</li> </ul> <p>【フッ化物洗口の項目について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県においては、市町村の実情に応じて、フッ化物洗口をはじめ、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用など、フッ化物を利用したむし歯の予防対策を広く推進することが重要であるという観点から、「フッ化物応用」と明記しています。</li> </ul>